

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」

基金



vol. 88

2021年2月25日

事件報告 福井原発訴訟（滋賀）

事件報告 「亀岡駅北開発&スタジアム関連訴訟」のその後の状況

会計報告

期日情報

根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

いのちはじゅんぐり

事務局より

事件報告 福井原発訴訟（滋賀）

1 大津地裁で闘われている福井原発訴訟（滋賀）は、関西電力を被告として、大飯原発3,4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機、以上7機の前発の運転差止めを求めている訴訟である。提訴は2013年12月であるから、8年目に入ったことになる。この間、2016年3月には、高浜3,4号機の運転禁止仮処分決定を勝ち取り、大阪高裁で取り消されるまで約1年にわたって高浜3,4号機の運転を停止させる等、大きな成果を上げてきた。審理は大詰めに近づいているが、2020年4月に裁判長が交代したことと、コロナの影響により、進行が滞っている。我々としては早期の判決を目指したいが、まだ証人尋問も行われておらず、判決時期の見通しはついていない。

2 本件訴訟の特筆すべき特徴は次の2点である。1点目は、関西電力がした各前発敷地の地盤調査の方法及び調査結果の評価の是非を争点化していること、2点目は、差止めを求める法的権利

である「人格権」に「命をつなぐ権利」を読み込み、「命をつなぐ権利」の侵害を理由として、前発の運転差止めを求めていることである。

3 関西電力は、基準地震動を算出する過程で、各種の経験式（過去の地震観測データの平均式）を使用している。観測データのバラツキを考慮すべきであるという私たちの主張に対し、関西電力は、若狭の地盤は固い岩盤であって、平均式からばらつく要素がないから、バラツキを考慮する必要がないと主張している。これに対し、私たちは、関西電力の地盤調査方法は、不十分であり、得られたデータの評価も恣意的である、特に、重要な調査手法である反射法地震探査を二次元で実施しており、三次元で実施していないことは重要な問題であると主張している。

4 前発の抱える大きな問題の一つは、使用済み核燃料の処分方法が決まっていなかったことである。政府の計画によれば、高レベル放射性廃棄物を今

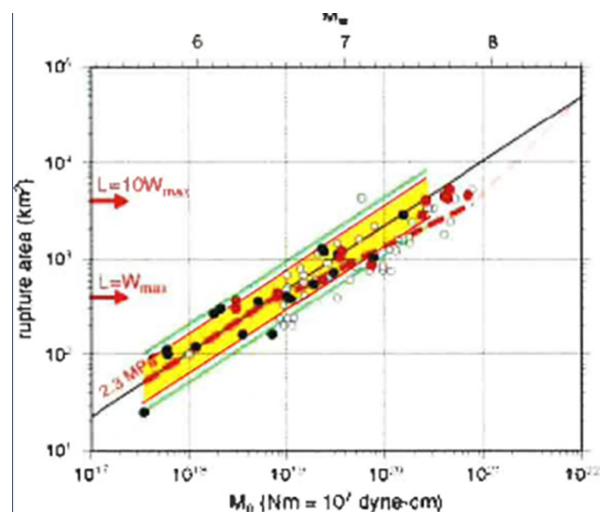
後10万年も管理しなければならない。私たちがほんの数十年間贅沢な電気の使い方をしたために、途方もない期間、将来の世代に負担だけを押し付けるのは究極の不正義である。これを原発運転差止めの理由にするために考え出したのが「命をつなぐ権利」である。生命の究極の目的は、DNAを次の世代につなぐことにある。私たちの生命は、そのために存在するのであり、将来世代がそのDNAを健全に未来に承継できないとすれば、それは私たちが今を生きる意味を喪失させる。将来世代に命をつなぐことは、従来「人格権」の内実と考えられてきた私たちの生命、身体、健康等の根底にある価値であって、それもまた「人格権」の内実をなすものである。そして、これ以上使用済み核燃料を増やすことは、私たちの「命をつなぐ権利」を侵害する。それが私たちの主張である。

5 2020年は、1月に広島高裁が伊方原発3号機の運転禁止の仮処分を発令し、12月に大阪地裁が、大飯3、4号機の設置変更許可処分を取り消す判決をした。広島高裁は、原発に絶対的安全性を求める住民の考え方は採りえないとしても、その理念に則った解釈適用が必要となると述べ、大阪地裁は、関西電力が基準地震動を算定するに当たり、経験式のバラツキを考慮していないのに大飯原発3、4号機の設置変更を許可した原子力規制委員会の判断には看過できない過誤欠落があるとした。

いずれの判断も重要であり、全国で闘われて

いる原発訴訟に与える影響は大きい。長年、原発の運転停止を求める住民の訴えにほとんど耳を貸してこなかった司法であるが、徐々に潮目は変わりつつある。これをもたらしたのは、福島原発事故の被害の深刻さに加え、原発がなくても電気が足りることが分ってきたこと、再生可能エネルギーのコストダウンが進み、他方で原発のコスト高が明らかになってきたこと、そして、全国で核の恐怖に怯えなくてもよい生活を希求して闘い続けている多くの人たちのたゆまない努力である。2021年も、この流れをより確実なものにしていくために努力を続けていきたい。

福井原発訴訟(滋賀) 弁護士 井戸謙一



入倉・三宅式のグラフ

事件報告 「亀岡駅北開発&スタジアム関連訴訟」のその後の状況

第1 概要

前回2019年10月に報告させていただきました表記事件は、①土地区画整理事業認可取消訴訟、②都市計画公園事業認可取消訴訟、③京都府に対する公金支出差止住民訴訟、④亀岡市に対する公金支出差止住民訴訟、の4つの裁判がすすめられてきました。

2016年8月に、都市計画公園用地での建設はアユモドキの生息に対する影響が懸念されたとした京都府環境保全専門家会議の座長提言を受けて、区画整理事業用地に変更されたため、②訴訟は目的を達したとして取下げています。

第2 区画整理事業認可取消訴訟

1 ①訴訟の中心争点は、浸水常襲地で、遊水地の役割を果たしてきた亀岡駅北側の農地を、サッカー専用スタジアムの建設に関連して区画整理事業により開発するために市街化調整区域から市街化区域に変更したことの違法性でした。都市計画の線引きでは、「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発

生のおそれのある土地の区域」(同施行令8条2号)として市街化調整区域にしてきた地域に、4メートルの盛土をすると、2013年の台風28号でも多大の浸水被害を受けた原告ら居住地の水位が高まり、水害の範囲が拡大することを国土問題研究会調査団の報告書等で立証してきました。前段としては、水害被害を受ける区域外周辺住民の原告適格が争点です。

2 京都地裁判決(2019年11月19日)は区域内地権者1名を除く地域住民の原告適格を否定し(却下)、行政の広範な裁量を認めて区域内原告についても棄却したため、大阪高裁に控訴していました。

控訴審では、原告適格と裁量論につき、石塚武志龍谷大学法学部准教授の意見書や国土研調査団の追加意見書を提出し、区域外原告の原告適格と、降雨量が増加し水害の頻度が高まっている近時の状況においては1/10の治水安全度ではなく1/100が指標となる旨主張・立証してきました。

3 しかしながら、2020年11月19日に出された大阪高裁判決は、地裁判決の事実誤認は修正したものの、区域外原告の適格を否定し、行政庁の広範な裁量を認めるという構図は原

審同様で、控訴を棄却しました。

結果は残念でしたが、新たな（水害）被害が発生していない段階で行政に警告し、水害対策の前進を促す意義はあったとの評価はできると思います（上告せず）。

第3 住民訴訟

1 京都スタジアムの建設には、京都府知事が約153億5000万の、亀岡市が約20億円の公金を支出したため、2017年8月31日に③の、同年9月20日には④の住民訴訟を提訴して併合審理されてきました（当初は差止め請求で、支出後は返還請求に変更）。

2 住民訴訟の第1の争点は、巨額の公金支出に経済的合理性がなく、地方自治法2条14項及び地方財政法4条項に反し違法であるとの点です。

府の試算は、費用便益計算（便益／費用）を約1.5としていますが、都市公園などの非市場財に用いる旅行費用法の基準を、プロボーツの観戦のためのサッカー専用スタジアムに用いること自体が不適切です。仮に、旅行費用法を用いるとしても、観客動員数予測を過大評価し、他方で、交通対策費用、アユモドキ保全のための地下水対策費用や計画変更に伴う道路整備費用などの外部経済のマイナス面を全く考慮していません。そして、これらを考慮すると費用便益は大幅に1を下回り、経済的合理性がないことを、亀岡まちづくり研究会の試算や、只友景士龍谷大学政策学部教授の意見書により、詳細に主張・立証してきました。ところが、京都地裁は尋問申請を却下し、被告の反論も不要として結審して、2019年8月26日の判決に至りました。

判決は、原告側の試算を何ら検討することなく、行政の裁量権を極めて広く認めて、裁量の逸脱・濫用はないとしましたが、裁量権についての考え方を誤ったものであるとともに、審理不尽でもあるとして、控訴しました。

3 第2の争点は、①訴訟では原告適格の問題で俎上に載せられなかったアユモドキの生育への悪影響です。アユモドキは文化財保護法に基づく天然記念物ですが、文化庁長官の許可も環境大臣の同意も得ることなく、本件整備事業による地下水への影響により、アユモドキの生育が脅かされており、文化財の毀損として、文化財保護法125条1項（「天然記念物に関しそ

の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」）等に違反することを主張・立証してきました。

しかしながら、京都地裁の判決は、アユモドキの生育が脅かされていることが立証されていないとして棄却しています。この点についても、不十分なアセスメントの責任を事実上不可能な住民側の立証責任に転化しており、不当判決と言わざるを得ません。

4 控訴審では、第1の争点については、2020年春に開業したスタジアムの実績は、新型コロナ問題を措くとしても費用便益上1を大幅に下回ることが実証されたことを追加主張・立証してきました。

第2の争点については、府の委託した業者による工事中・工事後の地下水調査においても、水質を表す指標である溶存酸素量（DO値）は0.1mg（通常魚介類の生存には3mg以上必要）と異常な低数値を示し、現にアユモドキの個体数が激減しているにもかかわらず、「地下水に異常な数値が観測された場合には、スタジアム建設工事を一時中断して検討する」との承認条件も果たされず、アユモドキの生育が脅かされたこと等を追加で主張・立証してきました。

5 2021年2月2日大阪高裁判決

地裁判決の行政裁量の範囲をあまりに広範に認めた規範を是正するなど、控訴人の主張を入れたところもありましたが、争点についての事実認定と判断については、不当判決と言わざるを得ません。

第1の争点については、来客者数は不確実なものであり、（2020年は平均3千人強であったとしても）「平均1万人と見込むことが不合理であるとまでは言えない」などとして、棄却。第2の争点についても、「アユモドキの保存に影響を及ぼしたことを認めるに足る証拠はない」などとして、棄却しました。

亀岡駅北開発問題弁護団 弁護士 飯田 昭



事務局より

寒さの中にもようやく春の気配が感じられる季節となりました。今号は、今年になってはじめての通信です。いつも「自然の権利」基金をご支援くださりありがとうございます。心より感謝申し上げます。

今年より新しく担当事務局になりました大村と申します。

至らない点が多々あると存じますが、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

～おしらせ～

・自動引き落としをお申し込みいただいた方には、1月に今年度会費をいただきました。継続してくださり本当にありがとうございます。

・今号には会費をお願いするため、すでにご納入くださった方を除いて、払込用紙を同封しております。今年度もご継続くださいますようお願い申し上げます。（年度の期間は、1月～12月までです）

事件報告 会計報告

2021年1月29日、オンラインにて理事会を開催し、予算決算の決議や活動報告を行いました。残念ながら会員の減少に歯止めがかからず、事業費・管理費ともに緊縮財政としています。何卒ご理解をお願いいたします。

2020年度収支決算		
2020/1/1～2020/12/31		
科 目	2020年予算額①	2020年決算額②
(収入の部)		
1 会費・入会金収入	2,433,000	2,130,000
2 会費前払金	0	159,000
3 寄付金収入	1,701,450	1,362,863
4 ジュゴン緊急カンパ・上関カンパ	0	1,238,000
5 広告収入	0	0
6 事業収入	82,325	119,087
7 雑収入	29	350,026
8 前期繰越金	1,245,996	1,463,479
収入合計	5,462,800	6,822,455
科 目	2020年予算額①	2020年決算額②
(支出の部)		
1 事業費	1,250,000	2,561,762
訴訟援助金	1,000,000	800,000
ジュゴン援助金	0	165,028
上関援助金	0	399,880
奄美援助金	0	963,620
通信発行費	250,000	233,234
2 管理費	3,129,677	2,898,793
事務委託費	2,520,000	2,400,000
印刷費	200,000	86,250
通信運搬費	80,000	110,569
借室料	180,000	120,000
旅費交通費	0	0
消耗品費	17,000	29,707
手数料	33,697	30,080
広告宣伝費	6,000	5,547
カレンダー仕入代	24,480	45,640
法人税	68,500	71,000
法人化手数料	0	0
3 予備費	0	0
4 繰越金	1,083,123	1,361,900
当期繰越金	1,083,123	1,116,940
今年度特定寄付		85,960
会費前払金	0	159,000
当期支出合計(C)	5,462,800	6,822,455

貸借対照表			
2020年12月31日現在			
科目	金額	科目	金額
(単位:円)			
I 資産の部		II 負債の部	
現金	12,958	負債合計	0
普通預金	2,682,308	正味財産の部	
振替貯金	1,166,638	確保正味財産	2,500,000
資産合計	3,861,900	消費予定正味財産	1,361,900
		負債及び正味財産合計	3,861,900

2021年(令和3)年度予算		
2021年1月1日から2021年12月31日まで		
科 目	2020決算①	2021予算②
(収入の部)		
1 会費・入会金収入	2,130,000	1,857,000
2 会費前払金	159,000	0
3 寄付金収入	1,362,863	1,207,050
4 特別緊急カンパ	1,238,000	1,000,000
5 広告収入	0	0
6 事業収入	119,087	120,000
7 雑収入	350,026	0
8 前期繰越金	1,463,479	1,361,900
収入合計(B)	6,822,455	5,545,950
科 目	2020決算①	2021予算②
(支出の部)		
1 事業費	2,561,762	1,123,260
訴訟援助金	800,000	800,000
ジュゴン援助金	165,028	0
上関援助金	399,880	20,700
奄美援助金	963,620	62,560
通信発行費	233,234	240,000
2 管理費	2,898,793	2,897,547
事務委託費	2,400,000	2,400,000
印刷費	86,250	86,000
通信運搬費	110,569	110,000
借室料	120,000	120,000
旅費交通費	0	0
消耗品費	29,707	30,000
手数料	30,080	30,000
広告宣伝費	5,547	5,547
カレンダー仕入代	45,640	45,000
★法人税	71,000	71,000
法人化手数料	0	0
3 会費前払金	0	0
4 繰越金	1,361,900	1,525,143
当期支出合計(C)	6,822,455	5,545,950

財産目録			
2020年12月31日現在			
科目	金額	科目	金額
(単位:円)			
I 資産の部		II 負債の部	
現金	現金手許有高	負債	0
普通預金	百五(普通)207736	正味財産の部	
振替貯金	百五(普通)204925	正味財産	3,861,900
	自然の権利基金		
	沖縄のジュゴン		
	泡瀬干潟		
資産合計	3,861,900	負債及び正味財産合計	3,861,900

※特別支援基金口座
二〇〇三年に、やんばる訴訟一審勝訴判決の新聞記事を読まれた方より、一千万円の寄付を頂きました(同年七月二十五日にご逝去されました)。全額を「特別支援基金」として、弊会で常用していただいています。「不治の病でも長くありません。最後に備えておいて自然にお金は必要なくなりませんでした。登山するなど一生をとおして自然に親しんできたので、ぜひ自然のために役立ててほしい」という方のご遺志をつぎ、私どもは活動してまいります。

期 日 情 報

※詳細はホームページにて!

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

3月19日 14:00～ 口頭弁論

(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【上関原発】 最高裁判所

2021年1月21日 上告受理申立却下

【亀岡駅北&スタジアム問題】 大阪高等裁判所

住民訴訟 2月2日 判決

取消訴訟 上告せず終了

【第3次沖縄命の森やんばる訴訟】 那覇地方裁判所

2020年12月15日 13:30～ 口頭弁論

2021年 2月 9日 15:00～ 口頭弁論

【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】 大阪高等裁判所

2020年12月1日 13:30～ 口頭弁論

2021年2月12日 11:00～ 最終弁論

【福井原発運転差止訴訟】 大津地方裁判所

2020年12月10日 14:30～ 口頭弁論

2021年3月11日 14:30～ 口頭弁論

【馬毛島】

・損害賠償請求事件 福岡高裁宮崎支部

2021年2月10日 13:25～ 判決

・仮処分命令申立事件(ボーリング調査工事差止)(東京地裁)

2020年12月11日 申立

2021年 2月25日 11:00～ 双方審尋

・許可処分取消請求事件 鹿児島地方裁判所

2020年12月18日 訴状郵送

2021年 3月 9日 11:00～ 口頭弁論

・ボーリング調査許可執行停止申立事件

(鹿児島地方裁判所)

2020年12月18日 申立郵送

【有明】

・小長井・大浦漁業再生[第2陣・第3陣]

(福岡高等裁判所) 12月23日 13:30～ 口頭弁論

2021年3月1日 14:30～ 口頭弁論

・請求異議訴訟(福岡高裁)

差戻審 2020年12月7日 13:30～ 口頭弁論

2021年2月19日 13:30～ 口頭弁論

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

「これが金になるんだ〜」とつぶやいたのは、長年製材業を営んでいるK氏です。

手入れをしなくなってから久しい里山の木を伐りだして3年になりました。山主はかつてはナラ山だったというけれど、3.11以前はシイタケのホダギとして利用されてきたナラは今では数えるほどしか見られません。

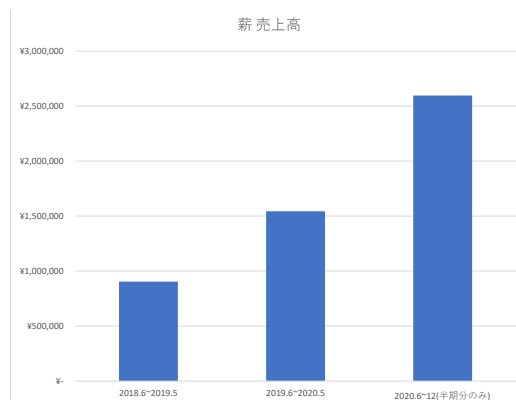
薪の売り上げは、初年度90万円ほどです。この大部分は針葉樹です。C材を市場価格と同額で素材生産者から購入して薪ボイラー用の薪として販売したものです。2年目以降はふるさと納税の返礼品としての売り上げが6割以上占めます。今年度は、7割ほどがふるさと納税の返礼品で、残りの3割が薪ボイラー用と薪ストーブ用です。例年2月から薪の需要が減りますが、それでも5月末までには400万円近くの売り上げになるでしょう。支出は人件費が主ですが、薪割り・箱作り・配達など直接4名の雇用が生まれています。

価値のない（金にならない、というだけの意味です）里山が宝の山になりつつあります。みなかみモデルの一つが見える形となってきました。

（文・写真）有限会社建築工房無有 代表取締役 河合純男



里山の恵み＝熱エネルギー



薪売り上げ推移



マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

「コロナ禍でうまれた大切なもの」

コロナに振り回されたような年になってしまった昨年。全国あちこちからのみなさんをやるの自然へ案内する私たちの仕事はこの一年、ほぼ開店休業状態でした。海と森に隔てられた私たちのフィールドはまるで陸の孤島のようなところで、建物など閉じられた空間もないですし、訪ねてきた方たち以外とは人に出会うこともないような環境にありますが、コロナの波はここへも等しく押し寄せてきました。GWや夏休みのイベント、本土からの修学旅行などはほぼキャンセル。それでも、台風をやり過ごすときと同じで観念するしかない。気持ちを入れ替えて、かわりにできた時間で小屋の屋根や森の道を直したりと施設の修繕に精を出しつつ、竹や月桃などを使ったかご編みなど、ものづくりに勤しんでいました。

自然に働きかけながら手を使って作業をしていると、頭の中にあるムダなものがそぎ落とされて、とてもシンプルに大切なものが見えてきます。これだけ恵まれた環境にいて、私たちがまだまだ気づけずにいること、伝えられずにいること。自然とつながるくらしを案内する身として、地球の未来のために今すべきこと。植物たちに励まされるように手を動かし続けていると、どこかほっとした気持ちになれました。ふり返ると、コロナによって得られた有意義な時間だったように思います。

地元、名護の子どもたち向けに「自然の中で遊んで遊んで！くらす！」趣旨で毎月開催している全10回のプログラムは、度々日程変更をしながらなんとか続けてきて、ようやく来月最終回を迎えます。締めくくりにと、自然から受けとった大切なことを盛り込んで手づくりの紙芝居を作りました。ガジュマルおばあの物語。子どもたちの反応が楽しみです。

（文）エコネット美(ちゅら) 島袋安奈

エコネット美(ちゅら) ホームページはこちら → (<http://www9.big.or.jp/~chura/>)

命はじゅんぐり

愛知県新城(しんしろ)市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。今回から「子供に好かれる卵」をテーマに新シリーズ(全7回)を書いていただきました。今回は「①食べる人たちの声」をご執筆いただきました。

子供に好かれる卵 ①食べる人たちの声

① 食べる人たちの声

福津農園に親子で来訪し、私たちといっしょに食事する際、親がびっくり声をあげることがけっこう起きる。

率先して生卵かけご飯を食べようとする子供に「あんた生卵嫌いだったのにどうしたの?」とか、キズなどではね出された卵の中から大きい順に2個確保し、底に少量のご飯を入れた碗に割り込む。卵かけご飯ならぬ飯泳ぎ卵を見て、「あー!」と声がもれる。

極めつきは「あんたアレルギー大丈夫?」の母の声に、ふだんアレルギー反応のため禁止されているゆで卵を、他の子どもたちに釣られて食べてしまった子が「うん!」。以来福津農園の卵の確たる愛食家族になった。

親や、生産者にさえ付度しない子供たちの好き勝手な言動に、私は驚かされると同時に多くのことを学ばせてもらう。自分の子供に恵まれなかった私たち夫婦にとって、途切れず訪れてくれる子供たちの初初しい感性が発する生の声は、いつも時代を反映し、新鮮で、百姓の進むべき方向を示唆してくれる。

そして何よりの喜びというか、農業のやり甲斐を感じるのは、味覚に鋭く、感性豊かな子供たちが福津農園の農産物を選び食べて笑顔になることと、農の外部生産が創出する生物多様性豊かな福津農園の自然環境の中で、歓声を上げながら遊び惚(ほう)けてくれること。農園に放し飼い状態の子供を優しく見守る母親の「ここに来ると子供がすごく成長する」の一言に安堵し癒される。

何故福津農園の卵は子供に好かれるのか。検分してみよう。

(文) 福津農園 松沢政満



「自然の権利」応援団よりご案内

「自然の権利」応援団の下記の方々、およびご購入下さったみなさまに、心から感謝申し上げます。

- ・シュトーレン【ベッカライ ヨナタン 塚本友彦様】売上の10%+活動寄付
- ・自然栽培米ササニシキと玄米餅【環境と健康を考えるJ&M 阿部 淳様】売上の10%+活動寄付
- ・グレープフルーツ【みかん山 吉田浩司様】売上の10%
- ・ナキウサギカレンダー【ナキウサギふあんくらぶ様】売上の40%

- ・グレープフルーツの販売が4月からはじまります・・・果汁たっぷりのグレープフルーツです。6kg箱と10kg箱のご用意がございます。



「自然の権利」基金

ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.88

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennoekenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179一般社団法人自然の権利基金 カナ：シヤ シゼンノケンリキケン